

東京都家庭向け助成事業の制度構築検討業務委託落札者決定基準

第1 総則

本決定基準は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が実施する東京都家庭向け助成事業の制度構築検討業務委託について、「東京都家庭向け助成事業の制度構築検討業務委託募集要領」に基づき応募のあった提案を審査し、事業者を選定するための基準を定めることを目的とする。

なお、当該提案の審査は、公社が設置する「東京都家庭向け助成事業の制度構築検討業務委託審査委員会」（以下「委員会」という。）において実施する。

第2 事業実施者の選定方法

1 概要

委員会が、応募者から提出された企画提案書等並びに提案内容のプレゼンテーション及び質疑応答に基づき、各項目の審査を実施し、事業者を選定する。ただし、合計点が最も高い者が2者以上いた場合には、くじ引きにより事業実施者を決定する。

2 審査及び採点

- (1) 審査は、委員会の各委員の総意をもって決する。
- (2) 各委員の審査の得点の上限は100点として、別添「評価項目、評価の観点及び配点」に応じ得点を付与する。
- (3) 各委員は、提案者によるプレゼンテーション、委員による審議及び必要に応じ提案内容に関するヒアリングを実施した上で、採点を行うものとする。
- (4) 各委員が採点した得点を合算したものを合計点とし、合計点が最も高い者を事業実施者として選定する。なお、事業者の決定が取り消された場合には、点数が次に高い提案者を事業実施者とする。
- (5) 委員長が必要と判断した場合は、審査の結果等について委員会の各委員と協議を行い、(2)から(4)までに定める採点方法等について変更することができる。

第3 評価基準

別添「評価項目、評価の観点及び配点」の(1)から(8)までについて、以下の0から5までの6段階評価で算出する。

段階	内容
5	優れている提案（記載）があり、具体性や根拠が十分にある
4	やや優れている提案（記載）があり、具体性や根拠がある
3	普通の提案
2	提案（記載）はあるがやや趣旨に合わない、または具体性や根拠が乏しい
1	提案（記載）はあるが、趣旨に合わない、または具体性や根拠がない
0	提案（記載）なし